

専決処分事項（令和3年度東京都東村山市一般会計  
補正予算（第6号））の報告

令和3年度東京都東村山市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年2月24日報告

東村山市長 渡 部 尚

令和3年度東京都東村山市一般会計補正予算  
(第6号) 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度東京都東村山市一般会計補正予算(第6号)を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和4年1月6日専決

東京都 東村山市長 渡 部 尚

令和3年度東京都東村山市一般会計補正予算（第6号）

令和3年度東京都東村山市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,232,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,760,877千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年1月6日

東京都東村山市長  
渡 部 尚

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		15,963,729	2,232,000	18,195,729
	2 国庫補助金	4,989,759	2,232,000	7,221,759
歳 入 合 計		65,528,877	2,232,000	67,760,877

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,988,233	2,232,000	8,220,233
	1 総務管理費	4,739,328	2,232,000	6,971,328
歳 出	合 計	65,528,877	2,232,000	67,760,877

## 第 2 表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費	千円 500,000